○農林水産省令第三十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）を実施するため、農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣　林　芳正

農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を改正する省令

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二中「農業用の機械その他の減価償却資産」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十四条の三第一項、第六十一条の三第一項又は第六十八条の六十五第一項に規定する特定農業用機械等」に改め、同条第四号を削る。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十二号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十七年三月三十一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第四号及び第五号中「なったこと」の下に「（第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。）」を、同項第八号中「受けている株式等」の下に「（以下「認定贈与株式」という。）」を加え、「含む」を「含み、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別贈与認定株式一部再贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けたときを除く」に改め、同条第四項第一号中「なったこと」の下に「（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。）」を、同項第八号中「受けようとする株式等」の下に「（以下「認定相続株式」という。）」を加え、「含む」を「含み、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けたときを除く」に改め、同条第四項中「至った場合」の下に「（当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合において、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の認定贈与株式又は認定相続株式の全部について法第十二条第一項の認定に係る贈与をした場合を除く。）」を加える。

第十一条第四項の表第十二条第一項第一号、第五項第一号及び第十一項第一号の項中「第五項第一号及び」を「第五項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びリ並びに」に、同表第十二条第一項第二号、第五項第二号及び第十一項第二号の項中「第五項第二号及び」を「第五項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ並びに」に、同表第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項第三号、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号の項中「第五項第三号」を「第五項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ」に、同条第五項の表第十二条第三項第一号及び第七項第一号」を「並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びリ」に、同表第十二条第三項第二号及び第七項第二号」を「並びに第七項の表の第二号の下欄ロ及び同表の第三号の下欄ロ」に、同表第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項第三号並びに第八項第一号及び第三号から第五号までの項中「第七項第三号」を「第七項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ」に改める。

第十二条第五項を次のように改める。

5　第一項の規定にかかわらず、特別贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「随時贈与報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合にあっては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

一　第九条第二項各号（第三号及び第二十二号を除く。以下この項において同じ。）のいずれかに該当したとき（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなった場合を除く。）	第九条第二項各号のいずれかに該当した日	第九条第二項各号のいずれかに該当したこと
二　当該経営承継受贈者が死亡したとき	当該経営承継受贈者が死亡した日	当該経営承継受贈者が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。） イ　随時贈与報告基準期間（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日から当該随時贈与報告基準日までの間をいう。以下同じ。）における代表者の氏名 ロ　当該随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数 ハ　随時贈与報告基準期間における当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数 ニ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと ホ　随時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと ヘ　随時贈与報告基準事業年度（当該随時贈与報告基準日の直前の贈与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該随時贈与報告基準日の属する事業年度までの各事業年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）において、当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと